

○経済産業省告示第百七十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条の規定を実施するため、平成十八年経済産業省告示第二百五十八号（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置）の一部を次のように改正し、平成二十一年五月一日から施行する。

平成 21 年 4 月 30 日

経済産業大臣 二階 俊博

7-3 の表を次のように改める。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	144 パーセント以上
★★★★★	122 パーセント以上 144 パーセント未満
★★★★	100 パーセント以上 122 パーセント未満
★★★	83 パーセント以上 100 パーセント未満
★★	83 パーセント未満

13-1 のイ及びロを次のように改める。

イ 多段階評価

ロ 省エネルギーラベル

13-1 のロの次に次のように加える。

ハ 年間の目安電気料金

13-2 の(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 13-1 のイに掲げる多段階評価は、13-3 の多段階評価基準に基づくものとする。

13-2 中「イに掲げる」を「ロに掲げる」に、「13-1 のロ」を「13-1 のハ」に、「13-3 の」を「13-4 の」に、「イ及びロに掲げる事項については」を「イからハまでに掲げる事項については、別に定める様式により」に、「13-4 の」を「13-5 の」に改める。

13-4 を 13-5 とし、13-3 を 13-4 とし、13-2 の次に次のように加える。

13-3 多段階評価基準

日本工業規格 A4423 に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
-------	-------------

★★★★★	150 パーセント以上
★★★★	125 パーセント以上 150 パーセント未満
★★★	100 パーセント以上 125 パーセント未満
★★	78 パーセント以上 100 パーセント未満
★	78 パーセント未満